

「給付金支給決定通知書」の見方

■給付金には以下の2種類があります。

- (1) 被保険者が申請する事で、審査の上給付されるもの
- (2) 被保険者が申請する事なく、自動給付されるもの

■自動給付される給付金がある場合は、以下の構成でお知らせします。

上段：計算根拠となった医療費情報

下段：医療費情報をもとに算出された給付金

■項目について

①現金給付科目

現金給付科目	内容	申請
高額療養費	保険診療の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合の給付。 ◆対象者が被保険者の場合は「高額療養費」	不要
家族高額療養費	◆被扶養者の場合は「家族高額療養費」	
世帯合算高額療養費	◆給付計算の対象となったものが複数件ある場合は「世帯合算高額療養費」	
一部負担還元金	保険診療の自己負担額がNEC健保独自の付加給付金に該当した場合の給付。 ◆対象者が被保険者の場合は「一部負担還元金」	
訪問看護療養付加金	◆被扶養者の場合は「家族療養付加金」) ◆給付計算の対象となったものが複数件ある場合は「世帯合算高額療養付加金」	
家族療養付加金	◆訪問診療の場合の付加給付金は	
家族訪問看護療養付加金	対象者が被保険者の場合は「訪問看護療養付加金」 被扶養者の場合は「家族訪問看護療養付加金」	
世帯合算高額療養付加金		
療養費	「療養費・第二家族療養費(治療用装具・立替治療費)支給申請書」による給付。 ◆対象者が被保険者の場合は「療養費」	必要
第二家族療養費	◆被扶養者の場合は「第二家族療養費」	
* 傷病手当金		
* 傷病手当金付加金	「傷病手当金・傷病手当金付加金・延長傷病手当金付加金 請求書」による給付	
* 延長傷病手当金付加金		
* 出産育児一時金	「被保険者・家族 出産育児一時金請求書」による給付	
* 家族出産育児一時金		
* 出産手当金	「出産手当金・出産手当金付加金 請求書」による給付	
* 出産手当金付加金		
* 埋葬料	「埋葬料・家族埋葬料 請求書」による給付	
* 家族埋葬料		

②診療年月

- ・給付対象となった診療年月です。

「現金給付科目」が療養費、第二家族療養費の場合は下段に療養費の種類が表示されます。

例) 治療用装具、立替払等

- ・現金給付科目一覧表の現金給付科目名に「*」がついている場合は健保処理年月が表示されています。

③入院・通院の区分

入院・通院の区分	備考
入院	
通院	
薬局	
訪問看護	
食事療養	
療養費	現金給付科目が「療養費」、「第二家族療養費」の場合

④日数・回数

入院・通院・訪問看護は診療日数(検査のみの場合は日数に含まれません)

薬局は調剤を受けた日数

食事療養は食事の回数

療養費は日数又は個数

⑤医療費の総額

保険診療分の総額(健康保険適用外は含まれません。)

⑥健康保険組合が支払った額

医療費の総額×負担割合(7割又は8割。負担割合は年齢、所得区分により異なります。)

(ご本人の窓口負担額が自己負担限度額の場合は高額療養費を含みます)

⑦国や都道府県が支払った額

子ども医療費助成、障害者医療費助成、指定難病等でご本人負担額の全額又は一部を
国・地方自治体で負担している額です。

(自治体の制度により、実際の金額と異なる場合があります。)

⑧あなたが支払った額

・保険診療の窓口負担額

・療養費、第二家族療養費の場合は、健康保険適用となる10割の金額から健保給付額を引いた金額が記載
されています。

(自治体の制度により、実際の金額と異なる場合があります。)

⑨支給決定(支給金額)

健保から給付される額

⑩支給決定日

健康保険組合が支給決定した日

⑪支払日

在職者 : 健保が各社に給付金を支払う日です。実際に被保険者に給付がされるのは支払月の給与です。

退職者 : 健保が各個人の口座に振り込む日です。

「給付金支給決定通知書」のサンプル

◆傷病手当金・傷病手当金付加金

治療を受けた方	①現金給付科目	②診療 年月	③入院・ 通院の 区分	④日数 回数	⑤医療費の 総額	⑥健保組合が 支払った額	⑦国や都道 府県が支 払った額	⑧あなたが 支払った額	⑨支給決定 (支給金額)	⑩支給決定日	⑪支払日
健保 太郎											
	傷病手当金 現金給付	6	11						183,378	令和6年11月14日	令和6年11月25日
		回数	1回	支給期間	令和6年9月5日～令和6年9月26日						
	傷病手当金付加金 現金給付	6	11						36,686	令和6年11月14日	令和6年11月25日
		回数	1回	支給期間	令和6年9月5日～令和6年9月26日						
合計額					0	0	0	0	220,064		

健保の処理年月

請求回数

給付対象の期間と日数

健保から給付される合計額

◆出産育児一時金・家族出産育児一時金

治療を受けた方	①現金給付科目	②診療 年月	③入院・ 通院の 区分	④日数 回数	⑤医療費の 総額	⑥健保組合が 支払った額	⑦国や都道 府県が支 払った額	⑧あなたが 支払った額	⑨支給決定 (支給金額)	⑩支給決定日	⑪支払日
健保 花子											
	出産育児一時金 現金給付	6	11						500,000	令和6年11月14日	令和6年11月25日
		分娩日	令和6年10月22日								
合計額					0	0	0	0	500,000		

健保の処理年月

健保から給付される合計額

注) 直接支払制度を利用している場合は、出産育児一時金の額(1児につき500,000円 産科医療補償制度加算対象の場合)より健保から医療機関へ支払った額が少ない場合に差額が給付されます。

◆療養費の申請(治療用装具作成)があった場合。

治療を受けた方	①現金給付科目	②診療 年月		③入院・ 通院の 区分	④日数 回数	⑤医療費の 総 額	⑥健保組合が 支払った額	⑦国や都道 府県が支 払った額	⑧あなたが 支払った額	⑨支給決定 (支給金額)	⑩支給決定日	⑪支払日
健保 太郎	療養費	6	8	療養費	4	26,720	18,704		8,016	18,704	令和6年11月7日	令和6年11月25日
		治療用装具										
合計額						26,720	18,704	0	8,016	18,704		

⑤の金額－⑥の金額を表示しています

⑤に健保負担割合を掛けた金額(7割又は8割)

健保から給付される合計額

◆「⑧あなたが支払った額」が21,000円以上の入院レセプトが給付対象の場合

治療を受けた方	①現金給付科目	②診療 年月		③入院・ 通院の 区分	④日数 回数	⑤医療費の 総 額	⑥健保組合が 支払った額	⑦国 や 都 道 府 県 が 支 払 っ た 額	⑧あなたが 支払った額	⑨支給決定 (支給金額)	⑩支給決定日	⑪支払日
健保 太郎		6	8	入院	3	549,000	384,300		164,700			
	食事療養費は健保給付金計算の対象外	6	8	食事療養	6	4,170	1,230		2,940			
	一部負担元金	6	8							139,700	令和6年11月7日	令和6年11月25日
合計額						553,170	385,530	0	167,640	139,700		

入院の⑧の額に対する給付金(⑧-25,000円 (100円未満切捨て))
(164,700円-25,000円=139,700円)

健保から給付される合計額

◆②外来と院外処方分を合算すると「⑧あなたが支払った額」が21,000円以上となる場合

治療を受けた方	①現金給付科目	②診療 年月		③入院・ 通院の 区分	④日数 回数	⑤医療費の 総 額	⑥健保組合が 支払った額	⑦国 や 都 道 府 県 が 支 払 っ た 額	⑧あなたが 支払った額	⑨支給決定 (支給金額)	⑩支給決定日	⑪支払日
健保 花子		6	8	通院	3	85,780	60,046		25,734			
	通院分と院外処方分を合算して レセプト1件としてみます。	6	8	薬局	2	12,020	8,414		3,606			
	家族療養付加金	6	8							4,300	令和6年11月7日	令和6年11月25日
合計額						97,800	68,460	0	29,340	4,300		

計算方法 ⑧の合計額-25,000円×レセプト件数 (100円未満切捨て)
(29,340円-25,000円×1件=4,300円)

健保から給付される合計額

◆「⑧あなたが支払った額」21,000円以上のレセプトが複数ある場合

治療を受けた方	①現金給付科目	②診療 年月		③入院・ 通院の 区分	④日数 回数	⑤医療費の 総額	⑥健保組合が 支払った額	⑦国や都道 府県が支 払った額	⑧あなたが 支払った額	⑨支給決定 (支給金額)	⑩支給決定日	⑪支払日
健保 太郎		6	8	入院	9	694,170	60,170		93,000			
	食事療養費は健保給付金計算の対象外	6	8	食事療養	23	15,860	4,590		11,270			
		6	8	入院	1	116,820	81,774		35,046			
	食事療養費は健保給付金計算の対象外	6	8	食事療養	2	1,390	410		980			
健保 花子		6	8	通院	7	141,120	98,784		42,336			
		6	8	薬局	1	4,220	2,954		1,266			
	世帯合算高額療養費 現金給付	6	8							78,648	令和6年11月7日	令和6年11月25日
	世帯合算高額療養付加金 現金給付	6	8							18000	令和6年11月7日	令和6年11月25日
合計額						973,580	248,682	0	183,898	96,648		

健保から給付される合計額

計算方法 世帯合算高額療養費(⑨の合計額から食事療養を除いた額－93,000円)
* 93,000円は自己負担限度額です。被保険者の標準報酬月額により自己負担限度額の計算式が設定されています。
171,648円－93,000円＝78,648円

世帯合算高額療養費付加金(93,000円－25,000円×レセプト件数)
93,000円－25,000円×3件＝18,000円